



愛労発基 0823 第 10 号

平成 29 年 8 月 23 日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長



平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年で第 68 回を迎えます。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的とし実施するものです。

本年は、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月を準備期間として

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

のスローガンの下、実施することとなりました。

現在、労働力不足、高齢化が進展する中、労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている実態があり、県内の産業活動の持続的発展を維持するためには、労働者が治療を受けながら生き活きと活躍できる職場環境の整備が重要となっています。地域の行政機関や医療機関、民間団体等と連携して、「事業場における治療と仕事の両立」のための各種支援サービスの積極的な活用促進を図ります。

次に、平成 28 年の愛知県内における業務上疾病の発生状況をみますと、愛知県内の業務上疾病者数はここ数年減少していましたが、休業 4 日以上業務上疾病者数は 327 人と対前年比 22 人、7.2% の増加となり、このうち死亡者数は 9 人と対前年比 2 人の減少となりました。死亡者数 9 人のうち、7 人が長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害によるものとなりました。

また、本年 7 月に入り、アンモニアによる死亡災害や、複数の労働者が同時に被災する一酸化中毒が相次いで発生しています。

こうした状況の中、さらに、労働者が働くことにより健康を損なうことがあってはならないものであることから長時間労働削減対策、過労死等の防止対策を最重点に取り組むとともに、メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策及び受動喫煙防止対策の取組についても重点的に推進しています。

貴団体におかれましては、傘下の会員事業場に対し全国労働衛生週間の実施について周知いただくとともに、これを契機とした事業場における自主的な労働衛生管理活動の定着に向けて積極的に取組いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

